

建設関連業務に係る最低制限価格算定方法の改正について

建設関連業務に係る最低制限価格の算定方法を、令和5年4月から下記のとおり改正します。

(旧) 令和5年3月まで

算定基礎額：次の(1)(2)の合計額(1円未満切捨)

- (1) 直接業務費相当額 に10分の7を乗じて得た額
- (2) 諸経費相当額 に10分の4.5を乗じて得た額

算定基礎額に0.99001から1.00998までの範囲のランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格とします。(1円未満切捨)

なお、業務の内容等により、上記の算定方法によらず、予定価格の10分の6から10分の8の範囲で最低制限価格を決める場合もあります。

(新) 令和5年4月から

算定基礎額：業務の設計額に10分の7を乗じて得た額(1円未満切捨)

算定基礎額に0.99001から1.00998までの範囲のランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格とします。(1円未満切捨)

なお、業務の内容等により、上記の算定方法によらず、予定価格の10分の6から10分の8の範囲で最低制限価格を決める場合もあります。